

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）8 月 1 0 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

庁舎の管理及び秩序保持に関する事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）7 月 2 0 日付けで諮問（第 8 7 1 号）された庁舎の管理及び秩序保持に関する事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について，次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)第 1 0 条第 2 項第 5 号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (3) 条例第 1 0 条第 5 項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知及び第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第 1 8 条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由，目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

藤沢市役所本館等は老朽化が進み，東日本大震災後，本館，東館の耐震性の

問題により仮庁舎への移転が余儀なくされ、庁舎の分散化等、様々な課題が発生し、市民に大変不便をかけていた。このような状況を踏まえ、庁舎整備として、現在建設中の新庁舎のほかに、老朽化の進んだ現新館を庁舎として継続利用するために設備等を含めた改修の工事を行うことが必要となった。

現新館の改修計画では、取り扱っている情報、利用者の安全、施設の財産を保護するため、本年度行っている実施設計において、セキュリティ対策を計画する。セキュリティ対策としては、一般共用部（市民が自由に入場可能なエリア）、職員共用部（執務エリア、会議室、書庫等）等、用途や利用者の属性に応じて、エリアを区画し、カードリーダーによる入場の規制を行う。時間外や休日は、エレベーターの着床制限、階段室の施錠（非常時は開放）、管理シャッターの閉鎖等により、一般共用部からの職員共用部へ侵入を制限する。

このセキュリティ対策において、一般共用部については、器物損壊や落書きを防ぐ目的で建物外部、外部出入口、エレベーター等、また、時間外・休日の侵入禁止場所への立入りを抑制するために侵入禁止場所に防犯カメラの設置を計画している。

なお、新庁舎については既に諮問を行い、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、また、刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会について本庁舎敷地内で発生した窃盗、器物損壊の捜査に限り、目的外提供及びそれに伴う本人通知の省略することができるものとする包括的取扱い等について承認された。（答申第704号）

現新館の改修設計において、新たに録画機能のある屋外及び屋内防犯カメラを設置することに伴い、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理、目的外提供及びその省略に係る包括的取扱いについて、新庁舎の防犯カメラと同様の取扱いを行いたく、今回の諮問に至ったものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性 防犯カメラ映像データ録画の目的は、本庁舎での器物損壊や盗難などを防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報  
防犯カメラ映像データ

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書により目的外提供を求められた場合で、目的外提供を受けようとする者にとって当該求められた方法以外に情報を入手する手段がないと管理責任者（管財課長）が判断したときは、本庁舎敷地内で発生した窃盗、器物損壊の捜査に限り、目的外提供を行う必要性があると判断するものである。なお、映像の提供記録については、5年間保存する。

イ 目的外の提供先

司法警察員，検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ映像データ（必要最低限の範囲に限る）

新庁舎と同様に，犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドラインに基づく運用を行うこととする。

(4) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は，防犯カメラ映像データであり，当該映像データ上に記録された個人を特定できる情報はないため，個人を特定することは事実上困難であることから，通知の送付先が特定できない。

以上のことから，本件に係る本人通知を省略するものである。なお，防犯カメラ撮影区域にはカメラを設置している旨の表示をし，周知を図る。

(5) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属する本人に対してあらかじめその旨を通知する義務が実施機関には存しているが，本人通知をした場合に捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認できたとき，画像で確認できる個人を特定することができないとき，又は通知すべき相手が多数で，通知する費用や事務量が過分に必要となり事務処理の効率性が著しく損なわれると認められるときは，本人通知を省略するものである。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの映像保存については，データの蓄積容量も多く，長期的に使用しても映像が劣化せず，必要な部分の映像の取り出しも容易なハードディスクを採用し，コンピュータ処理を行う。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

防犯カメラ映像データ

ウ システムの機器構成

設置個所 資料1のとおり

機種 資料2のとおり

エ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては，録画機器は中央監理室に配置し，ラック等により固定することで持ち出しを防止する。また，操作を行う際にはパスワード等で管理することで，防犯カメラ管理責任者（管財課長）及び防犯カメラ取扱者以外には利用できないよう利用者を制限する。

保存した映像については，条例の定めるところに従い，適正に取り扱うこと，また，防犯カメラ運用基準（資料3）に基づき管理を行う。なお，映像は3週間経過した段階で古い情報から自動的に消去する。

(7) 実施時期

本人以外のものから収集する個人情報，コンピュータ処理共に現新館の改修後の供用開始の2019年（平成31年）12月を予定。

(8) 添付書類

- 資料1 セキュリティ計画(案)
- 資料2 防犯カメラの機種
- 資料3 防犯カメラ運用基準
- 資料4 藤沢市役所本庁舎防犯カメラによる映像データについて 犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン
- 資料5 個人情報取扱事務届

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

#### (1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラ画像データ収集の目的は、本庁舎での器物損壊や盗難などを防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものであるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

#### (2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書により目的外提供を求められた場合で、目的外提供を受けようとする者にとって当該求められた方法以外に情報を入手する手段がないと管理責任者(管財課長)が判断したときは、本庁舎敷地内で発生した窃盗、器物損壊の捜査に限り、目的外提供を行う必要性があるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

#### (3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人を照合によって特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないとしている。

なお、防犯カメラ撮影区域には、防犯カメラを設置している旨の表示をし、周知を図るとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

#### (4) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属する本人に対してあらかじめその旨を通知する義務が実施機関には存しているが、本人通知をした場合に捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認できた場合、画像で確認できる個人を特定することができない場合、又は通知すべき

相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり事務処理の効率性が著しく損なわれると認められる場合に該当すると管財課長が判断したときは、本人通知を省略するものとするとのことである。

以上のことから判断すると、当該判断をした場合には、個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(5) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラの映像保存については、データの蓄積容量も多く、長期的な使用においても映像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易なハードディスクによるコンピュータ処理を行うとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な処理体制

実施機関では、安全対策として、次のとおりの措置を講じている。

(ア) 録画機器は、中央管理室に配置し、ラック等により固定することで持ち出しを防止する。

(イ) 操作を行う際には、パスワードの設定により、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱者以外には利用できないよう利用者を制限する。

(ウ) 日常的な管理としては、条例の定めるところに従って適正に取り扱い、また「防犯カメラ運用基準」の定めに従い、管理するものとする。

(エ) 映像は、3週間経過した段階で古い情報から自動的に消去する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(6) 条件

携帯電話及び携帯端末を用いてネットワーク環境で画像や音声を確認することができる機器を選定しているもののその機能は使用しないとのことであるが、機能自体を止めることができるかどうか、及び機能を停止する措置を講じることが検討することを条件とする。

以 上